

美郷暮らし促進奨励金

交付対象の範囲を広げるなど、制度を拡充しました。住宅整備を行う場合には、是非ご活用ください。

奨励金の対象となる方

令和4年中に300万円以上の住宅の新築、購入、増改築、リフォームを行った方

交付要件

- ①申請者が40歳未満 または18歳以下のお子様を扶養している場合
⇒下記表の「①の場合」をご覧ください。
- ②申請者が①の要件以外に該当する場合
⇒下記表の「②の場合」をご覧ください。

奨励金の区分	①の場合	②の場合
ベースの金額	住宅の固定資産税 相当額の3倍	住宅の固定資産税 相当額
工事業者が町内事業者の場合	+10万円	+5万円
町が定める「転入世帯」に 該当する場合	+20万円	+10万円
お子様が同居する場合	1人につき+10万円	対象外
三世代同居をされる場合	+10万円	+5万円
空き家バンク登録物件を 取得した場合	+10万円	+5万円

詳しい内容については、下記問い合わせ先までお問い合わせください。



問い合わせ先：美郷町役場 商工観光交流課 交流・商工班
〒019-1541 美郷町土崎字上野乙170-10
TEL：0187-84-4909 メール：kanko@town.akita-misato.lg.jp

(1) 申請者の要件

- ・ 令和5年度に課税対象となる（※1）物件が対象となります。
- ・ 申請者は住宅の整備にかかる工事等の契約者である必要があります。
- ・ 町の税金や各種納付金等を完納している必要があります。
- ・ 美郷町に5年以上定住することを目的に、住宅の整備完了後、6か月以内に世帯員全員が居住（転入、転居）している必要があります。5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただく場合があります。
- ・ 交付金の交付は1回限りです。過去に奨励金の交付を受けていた場合、対象となりません。

※1…令和4年1月2日～令和5年1月1日の間に工事、購入等が完了することで課税対象となります。課税額が変わらない場合も同様に工事等が完了していることが条件となります。

(2) 申請から交付までの流れ

- ①申請 固定資産税の納税通知書到達後（5月上旬）から7月末日までに交付申請書を提出してください。住民登録後でないと申請できません。
 - ②交付決定 内容を審査のうえ、交付可否と交付額を文書でお知らせします。
 - ③請求 交付決定された場合、速やかに所定の請求書を町へ提出してください。
 - ④振込 請求書提出後、約2週間で奨励金を指定口座へお振込みします。
-

(3) その他

下記の補助金等を活用していた場合は、美郷暮らし促進奨励金より交付金額が差し引かれますので、予めご承知おきください。

- ① 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業補助金
- ② 美郷町結婚新生活支援事業助成金（2分の1相当額）